

## 第2回 香川県子どもの貧困対策検討委員会 次第

日時：平成27年6月1日（月）14時～16時  
場所：香川県社会福祉総合センター7階 第2中会議室

### 1 開 会

### 2 香川県健康福祉部長挨拶

### 3 議 事

- 香川県子どもの貧困対策推進計画（仮称）の素案について

### 4 その他の議題

- 計画策定スケジュールについて

### 5 閉 会

#### 【配布資料】

資料1 第1回香川県子どもの貧困対策検討委員会におけるご意見と対応

資料2 香川県子どもの貧困対策推進計画（仮称）の素案

資料3 計画策定スケジュール

## 第1回香川県子どもの貧困対策検討委員会におけるご意見と対応

意見の概要	県の考え方・対応						素案への反映状況																																									
	●議事①「子どもの貧困に関する現状について」																																															
P. 5 (2) 生活保護世帯について 被保護世帯全体の人数など、遡ったデータはあるか。(市原委員)	<p>【被保護世帯数等の推移（香川県）】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>H20 年度</th><th>H21 年度</th><th>H22 年度</th><th>H23 年度</th><th>H24 年度</th><th>H25 年度</th><th>H26 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保護世帯数</td><td>6,755</td><td>7,295</td><td>7,842</td><td>8,172</td><td>8,339</td><td>8,411</td><td>8,418</td></tr> <tr> <td>被保護世帯人員</td><td>9,660 人</td><td>10,383 人</td><td>11,097 人</td><td>11,466 人</td><td>11,556 人</td><td>11,507 人</td><td>11,416 人</td></tr> <tr> <td>保護率</td><td>9.63%</td><td>10.38%</td><td>11.14%</td><td>11.55%</td><td>11.68%</td><td>11.68%</td><td>11.64%</td></tr> <tr> <td>　　生 　　ける 　　子 　　ど 　　も 　　の 　　人 　　数</td><td>0 ~ 5 歳 6 ~ 11 歳 12 ~ 14 歳 15 ~ 17 歳 合計</td><td>343 人 582 人 339 人 327 人 1,591 人</td><td>380 人 572 人 378 人 354 人 1,684 人</td><td>438 人 612 人 413 人 386 人 1,849 人</td><td>427 人 583 人 407 人 404 人 1,821 人</td><td>408 人 581 人 351 人 427 人 1,767 人</td><td>369 人 518 人 352 人 402 人 1,641 人</td><td>359 人 495 人 314 人 390 人 1,558 人</td></tr> </tbody> </table>		H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度		H24 年度	H25 年度	H26 年度	被保護世帯数	6,755	7,295	7,842	8,172	8,339	8,411	8,418	被保護世帯人員	9,660 人	10,383 人	11,097 人	11,466 人	11,556 人	11,507 人	11,416 人	保護率	9.63%	10.38%	11.14%	11.55%	11.68%	11.68%	11.64%	生 ける 子 ど も の 人 数	0 ~ 5 歳 6 ~ 11 歳 12 ~ 14 歳 15 ~ 17 歳 合計	343 人 582 人 339 人 327 人 1,591 人	380 人 572 人 378 人 354 人 1,684 人	438 人 612 人 413 人 386 人 1,849 人	427 人 583 人 407 人 404 人 1,821 人	408 人 581 人 351 人 427 人 1,767 人	369 人 518 人 352 人 402 人 1,641 人	359 人 495 人 314 人 390 人 1,558 人	<p>P. 5 第2章 I (2) 生活保護世帯について に左記資料を反映。</p>				
	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度																																									
被保護世帯数	6,755	7,295	7,842	8,172	8,339	8,411	8,418																																									
被保護世帯人員	9,660 人	10,383 人	11,097 人	11,466 人	11,556 人	11,507 人	11,416 人																																									
保護率	9.63%	10.38%	11.14%	11.55%	11.68%	11.68%	11.64%																																									
生 ける 子 ど も の 人 数	0 ~ 5 歳 6 ~ 11 歳 12 ~ 14 歳 15 ~ 17 歳 合計	343 人 582 人 339 人 327 人 1,591 人	380 人 572 人 378 人 354 人 1,684 人	438 人 612 人 413 人 386 人 1,849 人	427 人 583 人 407 人 404 人 1,821 人	408 人 581 人 351 人 427 人 1,767 人	369 人 518 人 352 人 402 人 1,641 人	359 人 495 人 314 人 390 人 1,558 人																																								
		<p>※被保護世帯数及び被保護世帯人員は、年度計を12で除したものを小数点以下で四捨五入したものである。            ※保護率は、年度計を12で除したものを小数点以下第3位で四捨五入したものである。            ※生活保護世帯における子どもの人数は、毎年7月末日現在の数値。            ※平成26年度は、暫定数値として平成26年4月の数値。</p>																																														

P. 6 (3) 社会的養護を要する児童について 乳児院や児童養護施設等の収容人員の充足率はどのくらいなのか。(野村委員)

### 【県内の児童養護施設・乳児院の在籍児童数】

		20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
乳児院	入所定員	29	29	29	29	29	29
	在籍児童数 (各年度末)	23	20	15	21	17	20
	充足率(%)	79.3%	69.0%	51.7%	72.4%	58.6%	69.0%
児童養 護施設	入所定員	155	155	161	161	161	161
	在籍児童数 (各年度末)	128	142	137	142	142	138
	充足率(%)	82.6%	91.6%	85.1%	88.2%	88.2%	85.7%
計	入所定員	184	184	190	190	190	190
	在籍児童数 (各年度末)	151	162	152	163	159	158
	充足率(%)	82.1%	88.0%	80.0%	85.8%	83.7%	83.2%

※各年度の3月末日現在

データ提供のため反映はしていない。

P. 21 第3章 I (1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開①「学校教育による学力保障」に以下文章を反映。  
○すべての児童生徒の学力向上に向けた指導の充実を図るため、①少人数指導、②少人数級、③学力向上基盤体制を推進するほか、一人ひとりの学力の確実な定着を図るため、市町が補習のための指導員

一般的に、高校進学率等と経済力の間には、一定の関連があるとの指摘があるところであるが、国立大学法人お茶の水大学が文部科学省の委託を受けて実施した調査研究である「平成25年度の全国学力・学習状況調査の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」の分析結果によると、  
○家庭の社会経済的背景と子どもの学力との間には相関があるが、家庭の社会経済的背景が低いからと言って、必ずしも全ての子どもの学力が低いわけではない。

○子ども們の学習時間は、全ての家庭の社会経済的背景で学力との関係が見られ、学習時間は不利な環境を克服する手段の一つと考えられる。  
とある。

P. 7 「高等学校等進学率」について、香川県全体の高等学校等進学率が全国平均と比べて低いが、それは、生活保護世帯や児童養護施設の子どもの進学率が低いことが関係しているのか、それとも、それ以外の理由が影響しているからなのか、どういところは分析しているのか、(藤井委員)

	<p>本県では、これまで、放課後を利用した補充的な学習サポートを実施しており、などを小中学校に派遣する経費を補助します。</p>
P. 5 の生活保護世帯について	<p>【香川県と高知県の進学率の比較】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高等学校等進学率（平成 25 年 3 月）           <ul style="list-style-type: none"> <li>香川県 97.6%、高知県 98.6%</li> </ul> </li> <li>○被保護者の中学校卒業後の高等学校等進学率（平成 25 年 4 月 1 日現在）           <ul style="list-style-type: none"> <li>香川県 78.5%、高知県 89.7%</li> </ul> </li> <li>○生活保護の保護率（平成 25 年 4 月）           <ul style="list-style-type: none"> <li>香川県 11.68%、高知県 28.5%</li> </ul> </li> </ul> <p>(参考) 平成 26 年 4 月の保護率は、香川県 11.64%、高知県 28.4%</p>
P. 7 (4) 生活保護世帯・児童養護施設の子どもの進学率・就職率について	<p>香川県の高等学校等進学、就職以外の人の数は、学校基本調査によると、平成 25 年度は 102 人（5 月 1 日現在）であり、その内訳は不明だが、調査の記入例からは、「家事手伝い、留学、未定者など」を想定している。</p> <p>生活保護世帯における子どもたちの非就学・非就労者については、障害傷病による場合のほか、進学を希望し受験したが不合格であった事例や、就職予定先に就職できなかつた事例などがある。</p> <p>児童養護施設入所児童数の高等学校等進学率と就職率の合計は 100% であるため、「それ以外」はない。</p>

P. 6 (3) 社会的養護をする児童数の合計は 200 名ほどだが、その背景については分類されているか。(加野会長)

○養護相談の発生要因と対応状況（平成 25 年度）

P. 6 第 2 章 I (3) 社会的養護をする児童についてに反映。

	保護者の家出	保護者の死亡	離婚	保護者の傷病	虐待	家族環境	その他	計
児童福祉施設に入所	2	4		15	20	39	1	81
里親委託			2			2	8	12

※発生要因は施設入所・里親委託時点のもの  
※子ども女性相談センター業務概要より

- 児童入所施設における被虐待児童  
・在籍数 171 人  
・被虐待児童数 91 人  
・被虐待児童の割合 53.2%

●議事 (2) ②「子どもの貧困に関する指標について」

父子家庭や母子家庭など子育てに時間が取れない中で、虐待になってしまうことが現実問題としてある。そういったことの調査研究や県でのデータが、指標としてということではなく、いるのではないかと思った。ちなみに、独立行政法人の「子どものいる世帯の生活状況及び保護者の就業に関する調査」には、子どもに関わる時間であるとか、虐待などに思い悩んだ親

独立行政法人 労働政策研究・研修機構の「子どものいる世帯の生活状況及び保護者の就業に関する調査」より、以下のデータが参考になると思われる。

- ・子どもと過ごす時間、子どもと一緒に夕食をとする回数
- ・子どもの不登校経験等
- ・公的支援制度の利用・認知状況
- ・不十分だと思われる国・会社の支援

<p>の数あるとか色々なデータがあると思うので、そのようなことを勘案しながら計画ができるいくと、より現実に即した計画になるのではないかと思う。（野村委員）</p>	<p>指標にスクールソーシャルワーカーの配置人数があるが、全体での配置箇所数か、市町での配置箇所数か、重点を置くべきところは何かを踏まえ検討してもらえばと思う。（藤澤委員）</p>	<p>全国との比較ができるから、配置人数を指標としたい。 なお、県立高等学校（高松北中学校含む）では教育相談体制の充実を図るため、拠点校方式で全校に配置している。</p>	<p>P. 16 第2章Ⅲ子どもの貧困に関する指標 のとおり。</p>
<p>子どもの貧困率は施策推進のメインの指標だと思うので、例えばアンケート調査で貧困世帯の子どもがどれくらいいるかを調査するなど、何か代わる方法で子どもの貧困がどのような形で動いているのかを把握することは必要ではないか。（藤井委員）</p>	<p>本県の子どもの貧困の状態を測る独自の指標として以下の指標を案としたい。（資料3のとおり）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護世帯における子どもの数とその割合</li> <li>・児童扶養手当の受給資格者数、児童数、児童数の割合</li> <li>・就学援助を受けている児童生徒の数（要保護及び準要保護児童生徒数）、就学援助率</li> </ul>	<p>P. 15～16 第2章Ⅲ子どもの貧困に関する指標 に反映。</p>	<p>P. 38 第3章Ⅲ①「親の就労支援」に以下文章を反映。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○香川労働局と協定を締結して生活保護受給者、児童扶養手当受給者及び生活困難者の就職による経済的自立などを図る</li> </ul>
<p>●議事（2）③「計画の骨子（案）について」</p>	<p>生活保護受給者等就労自立促進事業について、労働局は県と、ハローワークは市町と連携を取り、それぞれ協定を結び、それぞれの役割分担を明確にして、</p>	<p>P. 38 第3章Ⅲ①「親の就労支援」に以下文章を反映。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○香川労働局と協定を締結して生活保護受給者、児童扶養手当受給者及び生活困難者の就職による経済的自立などを図る</li> </ul>	<p>5</p>

<p>数値目標を掲げ、対象者の就職と自立支援の取り組みを行っている。今回の計画の中の支援に十分組み込めていけると考えるので、事務局とも計画の内容を考えていけたら良いと考えている。(岩崎委員)</p>	<p>ため、就労支援の目標や役割分担を定め、県と国による就労支援チームを設置して就労に向けたきめ細かい支援を実施します。</p>
<p>定時制高校の生徒の就職が厳しい背景には、中学校からすぐずに定時制に入る生徒や、一旦全日制高校に行っていたが受け直して入る生徒もおり、昼間の高校に行けなかった生徒が定時制・通信制に入るとという現状がある。ジョブサポートティーチャーを教育委員会から派遣してもらい、企業と色々つなげていただいている。定時制・通信制の方も就職率が上がれば高校としては非常にありがたい。(市原委員)</p>	<p>多様な進路（就労）支援が必要な定時制高校に対して、ジョブ・サポート・ティーチャーを配置し、企業訪問による求人開拓、生徒に対する就職相談等の就労支援を行っている。また、進路講演会や職場見学等を通じて、社会人としての心構えや働くことの意義を理解させ、望ましい勤労観や職業観の育成を推進している。</p> <p>P. 22 第3章Ⅰ (1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子どものがんばりの貧困対策の展開④「高等学校等における就学継続のための支援」に以下の文章を反映。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○多様な進路（進学・就職）支援が必要な高校生に対して、ジョブ・サポート・ティーチャーを配置し、進路指導主事などと連携して生徒の進路（進学・就職）相談や企業を訪問しての求人開拓の支援などを行います。</li> </ul> <p>P. 35 第3章Ⅱ (4) 子どもの就労支援③「定時制高校に通学する子どもの就労支援」に以下文章を反映。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○就職状況が厳しい定時制高校にジョブ・サポート・ティーチャーを配置して、企業訪問による求人開拓、生徒に対する就職相談などの就職支援を行います。</li> </ul> <p>P. 22 第3章Ⅰ (1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子どものがんばりの貧困対策の展開④「高等学校等における就学</p> <p>「定時制通信制在学生修学資金貸付事業」や「通信制教科書等給与事業」により支援を行っている。また、ジョブ・サポート・ティーチャーを配置し、就職相談等の就労支援を行っている。今年度は、全校生対象の進路指導講演会や4年生対象に野会長)</p>

<p>就職直前のマナー研修等を開催し、多様な進路支援が必要な生徒に対して、望ましい勤労観や職業観の育成を推進している。</p>	<p>継続のための支援」に以下の文章を反映。        ○中途退学を防止するため、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーーやスクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関との連携を図りながら、課題を解決する体制の充実に努めます。</p> <p>P. 24 第3章Ⅰ (3) 就学支援の充実②「奨学のための給付金などによる経済的負担の軽減」に以下の文章を反映。        ○高等學校の定時制通信制課程に在学する勤労青年に対して、修学資金を貸し付けるとともに、教科書及び学習書の購入に対する支援を行います。</p>
<p>学校が窓口となることによる異論はない。窓口としての機能を持つにあたって、役割を担う人材を外部から導入するなど、香川県独自の体制づくりの考え方がある。この中で盛り込まれていくと、実動として動けるような計画になっていくのではないか。</p>	<p>福祉機関が学校とどう連携するかについても、今後の課題としてさらに検討していく必要があると考えている。なお、児童生徒たちが抱える問題は、複合的で領域がまたがることが多く、全体の状況を見極めながらそれぞれが連携して取り組む必要がある。児童生徒たちの環境に働きかけ「つなぐ」専門家のスクールソーシャルワーカーや生徒の臨床心理に関する専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーや様々な関係機関との連携を図りながら、課題を解決する体制の充実に努めている。</p> <p>大綱の「学校を窓口とした福祉機関等との連携」については、窓口となっている人員等を学校の中に実際に持てるのか、コーディネットするような人をどうするのか。(野村委員)</p>

<p>ひとり親家庭の子育てに時間が取れないことに子どもたちが虐待を受けたりし、その中で貧困の連鎖や、子どもたちの成長を阻害するようなことでも現実にあるため、そうしたことに対応するための仕組みが素案に盛り込まれるようにお考えいただければありがたい。(野村委員)</p> <p>虐待は母子家庭、父子家庭が多く、特に母子家庭は母親の収入が少なく虐待に走るというケースもあり、保護者の生活支援の充実は大事だと思う。(前田委員)</p>	<p>P. 28 第3章II (1) 保護者の生活などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となつた際に、家庭生活支援員を派遣し、家事、介護その他の日常生活の援助又は支援を行う日常生活支援事業を行っている。</p> <p>子ども女性相談センターにて、子ども、家庭に関する問題や、女性の抱える様々な悩み事について、専門のスタッフが幅広く相談に応じており、夜間や休日に相談できる電話相談も実施している。</p> <p>また、(一財)香川県母子寡婦福祉連合会が、自主事業として、ひとり親家庭等を対象とし、ひとり親家庭の親が比較的の時間に余裕のある夜間や休日に、気軽に相談できる電話相談を実施している。</p> <p>ひとり親家庭等を対象とする経済的支援制度として、母子福祉資金等貸付金、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成等を行っている。</p> <p>支援の充実について、今後の課題としてさらには検討していく必要があると考えている。</p>
<p>生活保護世帯の子どもの不登校率が高いことが、結果的に高校進学率が低くなるということにつながっている。データが取れるようであれば、高校進学率が低いことの背景としてある不登校率の現状を、1つの指標として設けることが大事なのではないか。(津山委員)</p>	<p>厚生労働省において生活保護世帯等の子どもの不登校率を把握する調査は実施されておらず、香川県の当該数値の統計資料はないので、指標とすることはできない。なお、文部科学省の調査は、「長期欠席者」を1年間に連続又は断続して30日以上欠席した生徒とし、欠席の理由を以下の4つに分類して調査しているため、生活保護世帯と不登校との関連についてデータはない。</p> <p>(4つの分類)</p> <p>① 「病気」</p> <p>② 「本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者の数を記入する。</p> <p>③ 「経済的理由」</p> <p>家計が苦しく教育費が出せないと、児童生徒が働いて家計を助けなければ</p>

	<p>ならない等の理由で長期欠席した者の数を記入する。</p> <p>③ 「不登校」</p> <p>何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的原因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者</p> <p>④ 「その他」</p> <p>上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数を記入する。</p>	
文部科学省による不登校となつた子どもの長期的な追跡調査でも、就労率が低くなっている統計的なデータが明らかになつており、そのようなことをしつかり念頭に置いて計画を立てることが大事である。(加野会長)	<p>今後の課題としてさらに検討する必要があると考えている。</p>	<p>家庭児童相談室の設置運営について(昭和39年4月22日 厚生省発児第92号)によると「家庭相談員は、都道府県又は市町村の非常勤職員とし、人格円満で、社会的信望があり、健康で、家庭児童福祉の増進に熱意をもち、かつ、つぎに掲げる条件の一を充足するもののうちから任用しなければならないこと。(以下略)」とされており、非常勤職員であることが前提である。</p> <p>なお、家庭児童相談室には、家庭相談員のほか、家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする業務を行う職員として、家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事(事務吏員又は技術吏員とし、社会福祉主事たる資格を有する者であつて、次に掲げる条件の一を充足するもののうちから任用しなければならないこと。(以下略)を配置している。</p>
家庭児童相談員が正規職員かどうかということとても大きく影響するところもあり、そのような窓口にあたる人たちの待遇や、正規雇用であるか常勤であるかなども重要である。(藤澤委員)		

高卒でなくとも専門学校に行けるように、また、高卒資格がなくとも現場で働ける資格を取れるような制度に直していただきか（高橋委員）

高卒でなくとも専門学校における1年・6ヶ月コースの職業訓練については、高卒資格がなくても応募できる。技能検定についても、一定年数の実務経験があれば、高卒資格がなくとも受検できるようになっている。  
また、その他にも高卒でなくとも入学できる専門学校や取得できる資格がある。

（例）専門学校：キッス調理技術専門学校、高松医師会看護専門学校など

資 格：調理師、准看護師など

なお、美容師養成施設（専門学校）入学資格は、平成7年度の理容師及び美容師法の一部改正によって中卒以上から、原則として高卒以上とされている。（ただし、当分の間、中卒者であっても、養成施設が行う入所試験に合格し、入学後に養成施設が実施する講習を受けることで入学できることとされている。）

（参考）専修学校

○制度の概要（1）制度の創設 昭和51年1月11日  
（2）目的 職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る（学校教育法第124条）

（3）課程 専修学校には次のとおり3種類の課程がある。

① 高等課程（中卒者対象）

※ 高等課程を置く専修学校は「高等専修学校」と称することができる。

② 専門課程（高卒者対象）

※ 専門課程を置く専修学校は「専門学校」と称することができます。

③ 一般課程（学歴不問）

（4）設置基準 ① 修業年限が1年以上であること  
② 授業時間が800時間以上であること  
③ 教育を受ける者が常時40人以上であること

P. 35 第3章Ⅱ（4）子どもの就労支援④「高校中退者等への就労支援」に以下文章を反映。  
○学卒未就職者等の職業能力開発を促進するため、高等技術学校における職業訓練による支援や求職者訓練について周知に努めます。

<p>「助けて」と言えない子どもや家庭をどのようにして負の連鎖から引き上げていくのかが重要となる。経済的な面での困窮뿐만 아니라, 키보더스와 같은 전문적인 조언이나 지도 등을 통해 재정 상황을 관리하는 능력을 향상시키고, 초기 생활 재생을 지원하고 있다.</p> <p>또한, 고용 준비 지원에서는 일정 시간에 일어나는 일과 수면을 관리하는 등 생활 습관의 개선·개선이 필요하다는 사람이나 사회 참여 능력의 개발·개선이 필요하다는 사람 등에게 일자리 소개소 등으로부터 고용이 어렵거나 고용에 대한 부담이 있는 사람에 대한 지원을 통해 고용에 대한 준비를 지원하고 있다.</p>	<p>P. 28 第3章Ⅱ（1）保護者の生活応じ、「保護者の自立支援」に以下文章を反映。</p> <p>○生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者からの相談に応じ、情報提供や助言などを行うとともに、必要に応じ、個別の支援プランを作成し、これに基づき別の支援プランを作成し、住居確保保給付金の交付や家計の相談支援、就労の準備支援などの包括的・継続的支援を推進します。</p>	<p>P. 28 第3章Ⅱ（1）保護者の生活応じ、「保護者の自立支援」に以下文章を反映。</p> <p>○生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者からの相談に応じ、情報提供や助言などを行うとともに、必要に応じ、個別の支援プランを作成し、これに基づき別の支援プランを作成し、住居確保保給付金の交付や家計の相談支援、就労の準備支援などの包括的・継続的支援を推進します。</p>
<p>●5その他 計画策定スケジュールについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●5その他 計画策定スケジュールについて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●5その他 計画策定スケジュールについて</li> </ul>
<p>●5その他 計画策定スケジュールについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●5その他 計画策定スケジュールについて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●5その他 計画策定スケジュールについて</li> </ul>

香川県

子どもの貧困対策推進計画  
(仮称)

素案

# 目 次

## 第1章 はじめに

- I 計画の策定趣旨
- II 計画の位置づけ
- III 計画の期間

## 第2章 子どもの貧困を取り巻く現状と施策の基本方向

- I 子どもの貧困に関する現状
- II 基本目標
- III 子どもの貧困に関する指標
- IV 施策体系

## 第3章 施策の具体的な取組み

- I 教育の支援
- II 生活の支援
- III 保護者に対する就労の支援
- IV 経済的支援

## 第4章 計画の推進に向けて

- I 計画推進のための連携・協力
- II 計画の実施状況等の検証・評価

## 第5章 資料

## 第1章 はじめに

I 計画の策定趣旨

II 計画の位置づけ

III 計画の期間

## 第1章 はじめに

### I 計画の策定趣旨

近年、子どもの貧困の問題については、深刻さを増しています。平成 25 年度国民生活基礎調査（厚生労働省）では、平成 24 年の日本の子どもの貧困率は、16.3%（2010 年 OECD 加盟 34 カ国中 25 位）と過去最悪を更新し、全国的にも子どもの貧困への関心が高まっており、国を挙げての対策が急務であるとされています。

こうした中、平成 25 年 6 月に議員提出による「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 64 号。以下「法律」という。）が国会の全会一致で成立し、平成 26 年 1 月に施行されました。

そして、この法律を受け、政府は平成 26 年 8 月 29 日に、「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）を閣議決定しました。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るとともに、全ての子どもたちが夢と希望をもって成長していくける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進することを基本目的・基本理念としており、10 の基本的な方針を提示しています。

こうしたなか、本県においても法に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、大綱を踏まえた県計画を策定するものです。

### II 計画の位置づけ

この計画は、法律第 9 条に定める「都道府県における子どもの貧困対策についての計画」です。

### III 計画の期間

大綱が当面 5 年間の政府が取り組むべき重点施策を中心に策定されていることを踏まえ、この計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。また、状況に応じ見直しを行います。

## 第2章 子どもの貧困を取り巻く 現状と施策の基本方向

I 子どもの貧困に関する現状

II 基本目標

III 子どもの貧困に関する指標

IV 施策体系

## 第2章 子どもの貧困を取り巻く現状と施策の基本方向

### I 子どもの貧困に関する現状

#### (1) 子どもの貧困率について

子どもの貧困率とは、17歳以下の子ども全体に占める貧困線（等価可処分所得（世帯所得を世帯員数の平方根で割ったもの）の中央値の半分の額）に満たない17歳以下の子どもの割合をいいます。

平成25年国民生活基礎調査（厚生労働省）では、平成24年の我が国の子どもの貧困率は16.3%（2010年OECD加盟34カ国中25位）と過去最悪を更新し、およそ6人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分以下で暮らしているとしています。

子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）では、大人が2人以上の世帯の場合の相対的貧困率が10～12%程度であるのに対し、大人が1人の世帯の貧困率は50%を超えています。このように、ひとり親家庭など大人1人で子どもを養育している家庭が特に経済的に困窮している実態がうかがえます。

貧困率の推移（全国）

	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年
相対的貧困率（※1）	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%
子どもの貧困率	14.5%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%
子どもがいる現役世帯の貧困率（※2）	13.1%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%
大人（※3）が1人	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%
大人が2人以上	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%
貧困線	137万円	130万円	127万円	125万円	122万円

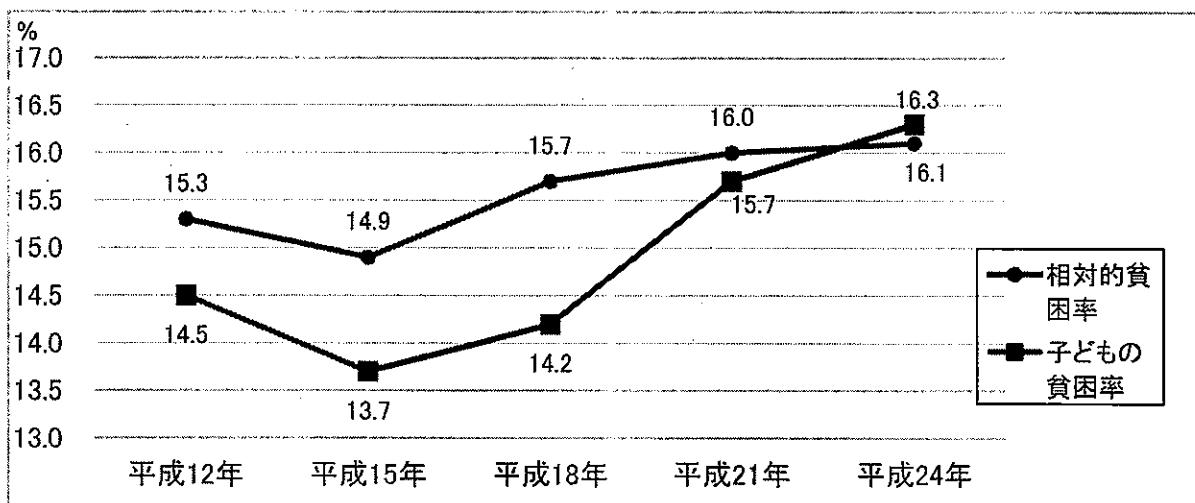
厚生労働省「国民生活基礎調査」

（※1）相対的貧困率：等価可処分所得が貧困線に満たない世帯の世帯員の割合

（※2）子どもがいる現役世帯の貧困率：現役世帯に属する世帯員全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯の世帯員の割合

（※3）大人とは18歳以上の者、子どもは17歳以下の者をいう。

## 貧困率の推移（全国）



厚生労働省「国民生活基礎調査」

## (2) 生活保護世帯について

県内の生活保護世帯数は8,000世帯を超えており、生活保護世帯の子どもの数は、平成26年度は1,558人です。生活保護世帯の子どもは1,500人～1,900人の間で推移しており、近年は減少傾向にあります。

### 被保護世帯数等の推移（香川県）

		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
被保護世帯数		6,755	7,295	7,842	8,172	8,339	8,411	8,418
被保護世帯人員		9,660人	10,383人	11,097人	11,466人	11,556人	11,507人	11,416人
保護率		9.63%	10.38%	11.14%	11.55%	11.68%	11.68%	11.64%
け る 子 ど の 人 数	0～5歳	343人	380人	438人	427人	408人	369人	359人
	6～11歳	582人	572人	612人	583人	581人	518人	495人
	12～14歳	339人	378人	413人	407人	351人	352人	314人
	15～17歳	327人	354人	386人	404人	427人	402人	390人
	合計	1,591人	1,684人	1,849人	1,821人	1,767人	1,641人	1,558人

厚生労働省「被保護者調査」

※被保護世帯数及び被保護世帯人員は、年度計を12で除したものを小数点以下で四捨五入したものである。

※保護率は、年度計を12で除したものを小数点以下第3位で四捨五入したものである。

※生活保護世帯における子どもの人数は、各年度7月末日現在の数値。

※平成26年度は、暫定数値として平成26年4月の数値。

### (3) 社会的養護を要する児童について

保護者による適切な養護が受けられない場合は、児童養護施設等での養育となります。

社会的養護を要する児童数は、近年数年は200人程度で推移しています。

児童養護施設等（児童養護施設、乳児院）措置児童数（県外施設を含む）は、近年数年は160人～170人程度で推移しています。里親等（里親、ファミリーホーム）委託児童数は、平成25年度が39人となっており、この6年間で56%増となっています。相談の内容は、家庭環境のほか、虐待、保護者の傷病が多くなっています。

#### 施設入所・里親委託の状況（香川県）

入所（委託）措置児童数	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
乳児院	24	21	16	22	18	22
児童養護施設	135	156	147	148	149	139
里親委託（ファミリーホーム委託を含む）	25	29	31	33	34	39
計	184	206	194	203	201	200

香川県子育て支援課

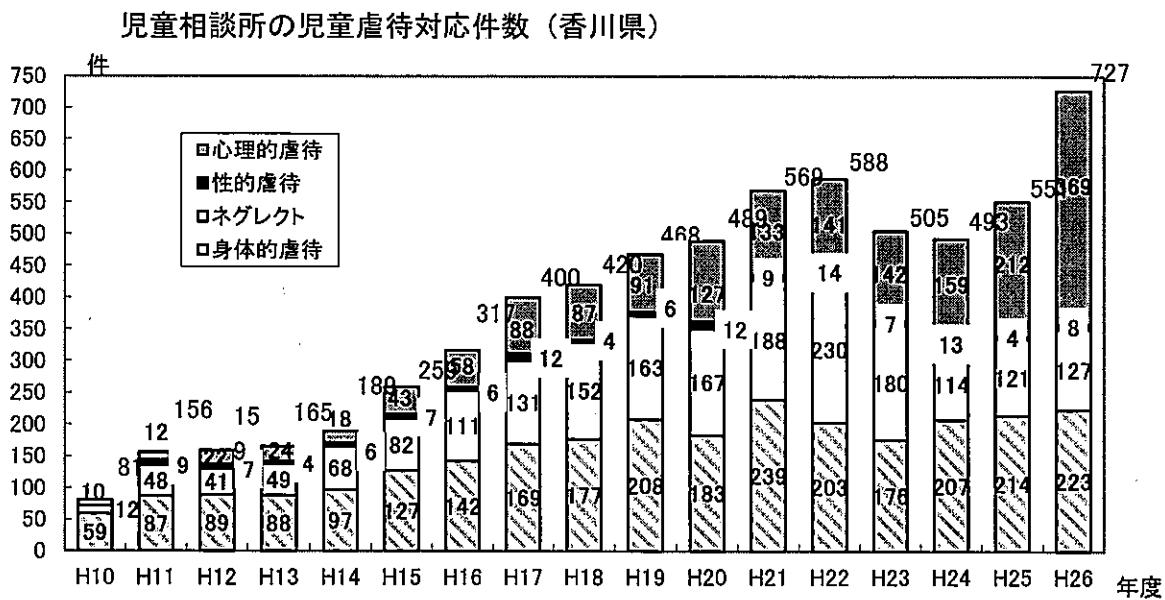
※各年度3月末日現在の数値。

#### 養護相談の発生要因と対応状況（平成25年度）

	保護者の 家出	保護者の 死亡	離婚	保護者の 傷病	虐待	家族 環境	その他	計
児童福祉施設に入所	2	4		15	20	39	1	81
里親委託		2			2	8		12

「子ども女性相談センター業務概要」

※発生要因は施設入所・里親委託時点のもの



香川県子育て支援課

#### (4) 生活保護世帯・児童養護施設の子どもの進学率・就職率について

中学校卒業者の高等学校等進学率は県全体で約98%となっており、ほとんどの子どもは高等学校等に進学します。高等学校等卒業者の大学等進学率は約52%、就職率は約18%です。

生活保護世帯や児童養護施設の子どもの高等学校等進学率及び大学等進学率は、県全体と比べると低く、また、就職率は高い割合となっています。

#### 中学校・高等学校等卒業後の進学率・就職率（香川県・全国）

	香川県		全 国		
	生活保護世帯	児童養護施設	生活保護世帯	児童養護施設	
中学校卒業後					
高等学校等進学率	97.9%	78.5%	87.5%	98.4%	90.8%
就職率	0.9%	6.2%	12.5%	0.4%	2.5%
高等学校等卒業後					
大学等進学率	51.8%	32.1%	14.3%	53.8%	32.9%
就職率	18.2%	59.0%	85.7%	17.5%	46.1%

文部科学省「学校基本調査報告書」、厚生労働省「就労支援等の状況調査」、香川県子育て支援課

※全国の数値は、平成25年4月1日現在の数値。

※香川県の全体及び児童養護施設の数値は平成26年5月1日現在、生活保護世帯の数値は平成26年4月1日現在の数値。

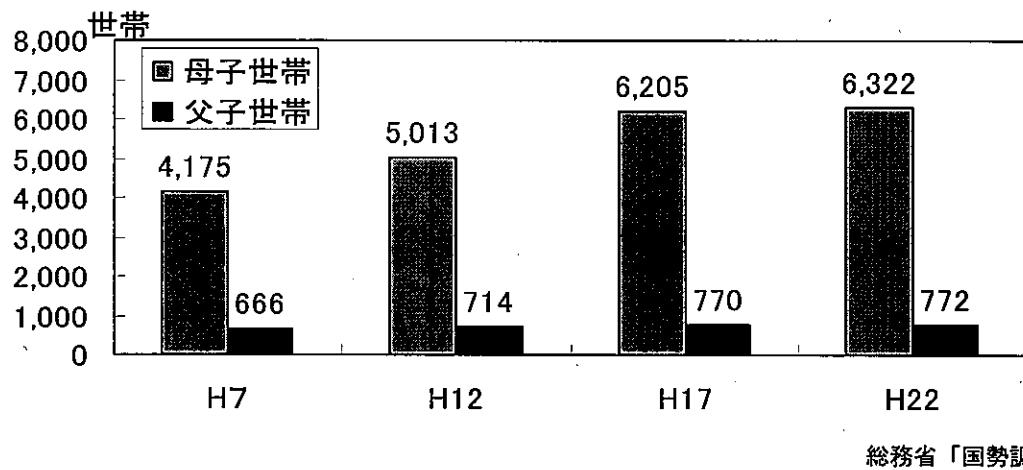
## (5) ひとり親家庭について

### ① ひとり親世帯数の推移

香川県の母子世帯数は、平成 12 年が 5,013 世帯（総世帯数の 1.34%）、平成 17 年が 6,205 世帯（1.64%）、平成 22 年が 6,322 世帯（1.62%）と増加傾向にあります。また、父子世帯も、平成 12 年が 714 世帯（総世帯数の 0.20%）、平成 17 年が 770 世帯（0.20%）、平成 22 年が 772 世帯（0.20%）とやや増加しています。

※ひとり親家庭（世帯）：配偶者のいない女子又は配偶者のいない男子とその扶養を受けている児童（満 20 歳未満であって、未婚の者）で構成されている家庭

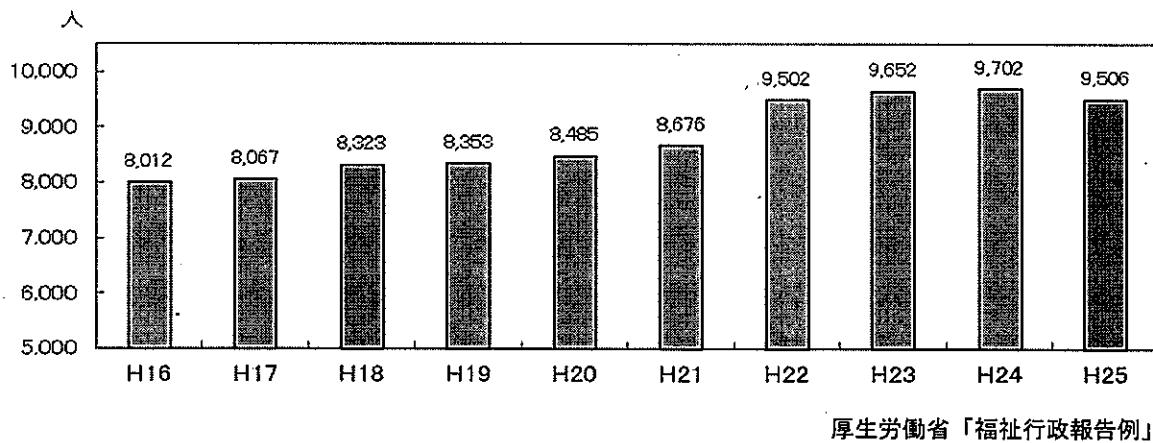
ひとり親世帯数の推移（香川県）



### ② 児童扶養手当受給者数の推移

本県の児童扶養手当受給者数は年々増加し、平成 22 年度に 9,000 人を超え、平成 25 年度では 9,506 人となっています。

児童扶養手当受給者数の推移（香川県）



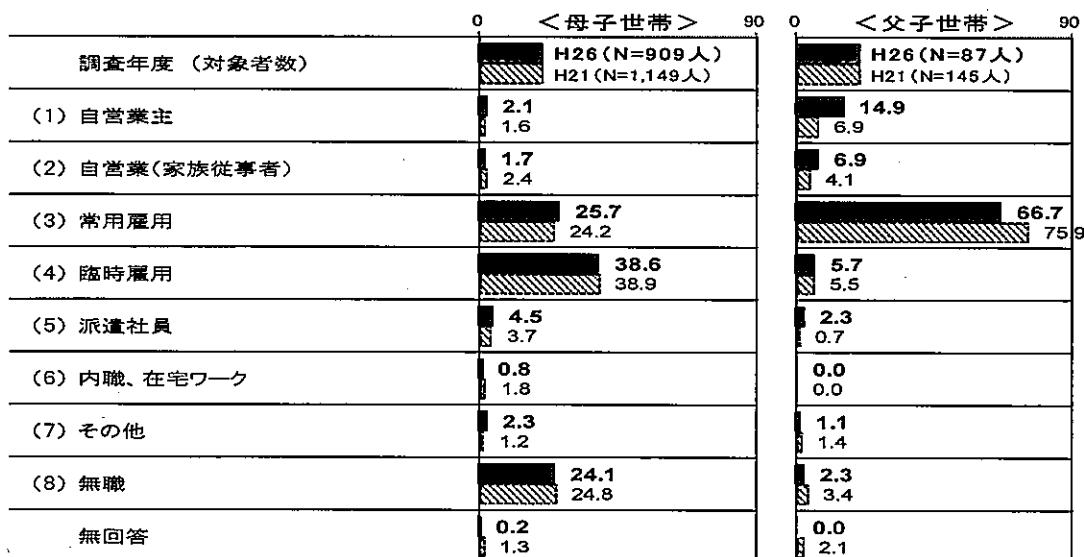
※平成 22 年 6 月に児童扶養手当法が一部改正され、平成 22 年 8 月分から父子家庭にも支給開始。

### ③ ひとり親家庭の就業状況

母子世帯の母では、ひとり親になった当時は常用雇用が 25.7%、臨時雇用が 38.6%、無職が 24.1%でしたが、調査時点では、就業している人が 90.5%、就業していない人が 9.1%であり、就業している人のうち常用雇用が 48.2%、臨時雇用が 39.4%と常時雇用が増加しています。

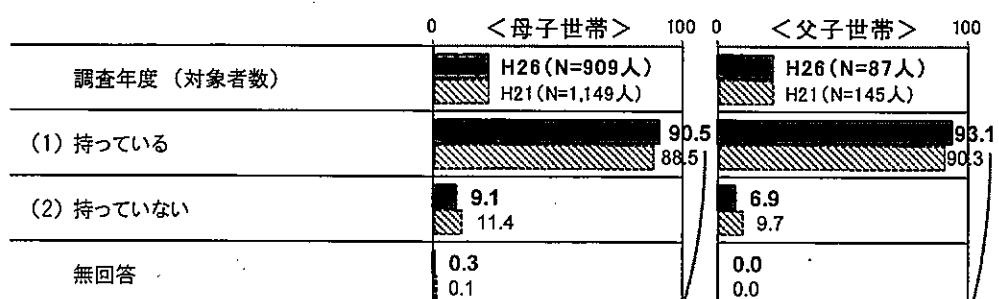
父子世帯の父では、ひとり親になった当時は常用雇用が 66.7%、臨時雇用が 5.7%、自営業が 21.8%でしたが、調査時点では、就業している人が 93.1%、就業していない人が 6.9%であり、就業している人のうち常用雇用が 64.2%、臨時雇用が 7.4%、自営業が 27.1%と、常用雇用が減少、臨時雇用と自営業が増加しています。

#### ひとり親家庭となった当時の就業形態（香川県）



グラフ単位：(%) 「香川県ひとり親家庭等実態調査」(平成26年8月1日)

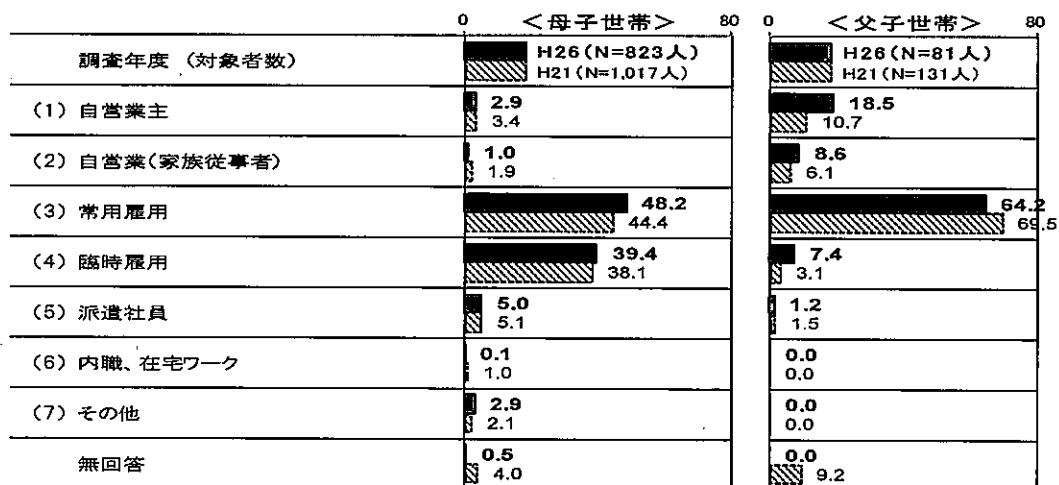
調査時点での仕事を持っている・持っていない（香川県）



グラフ単位：(%)

「香川県ひとり親家庭等実態調査」（平成 26 年 8 月 1 日）

調査時点での就業形態（香川県）



グラフ単位：(%)

「香川県ひとり親家庭等実態調査」（平成 26 年 8 月 1 日）

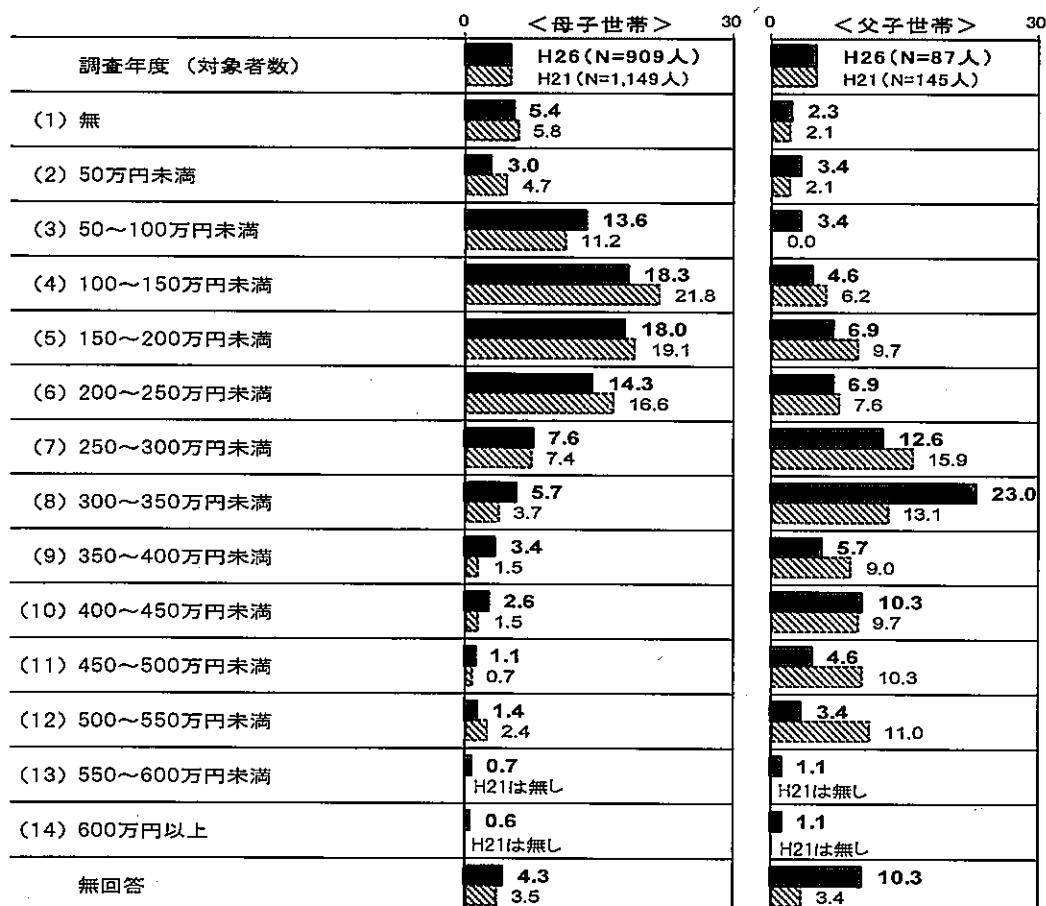
#### ④ ひとり親家庭の世帯収入

母子世帯の年収は、「100万円から150万円未満」が18.3%で最も多く、「200万円未満」の世帯が全体の58.3%を占めています。

父子世帯の年収は、「300万円から350万円未満」が23.0%で最も多く、「350万円未満」の世帯が全体の63.1%を占めています。

また、現在の生活状況として、母子世帯の76.5%、父子世帯の74.7%が「やや苦しい」又は「苦しい」と考えています。

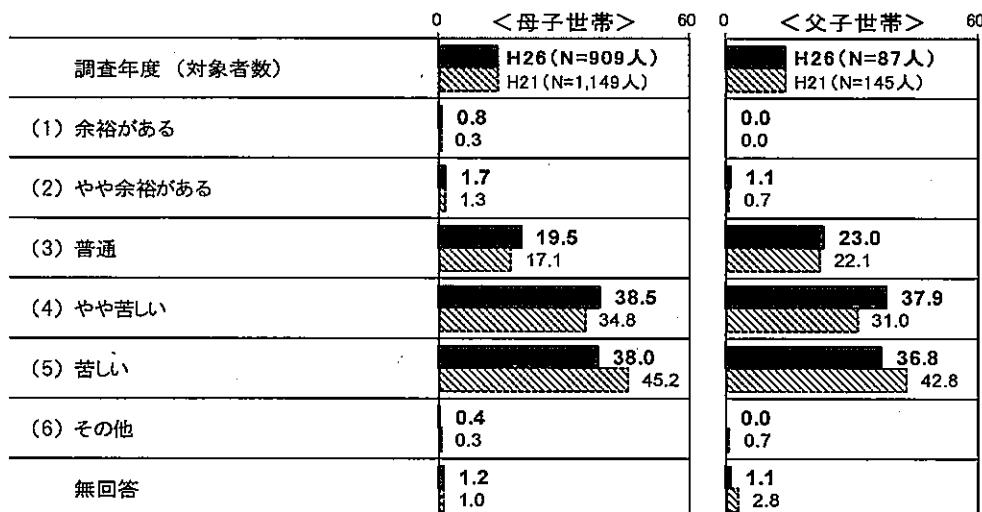
#### ひとり親家庭の世帯収入



グラフ単位 : (%)

「香川県ひとり親家庭等実態調査」(平成26年8月1日)

## ひとり親家庭の生活状況



グラフ単位：(%)

「香川県ひとり親家庭等実態調査」(平成26年8月1日)

## (6) 就学援助を受けている子どもについて

市町では、学校教育法に基づき、経済的理由により就学困難と認められる小・中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品費等の教育を受ける上で必要な援助を行っています。対象者は、生活保護法に規定する要保護者とそれに準ずる程度に困窮していると認められる準要保護者で、市町がそれぞれの要綱等に基づいて認定しています。

就学援助を受けた児童生徒の数は、平成24年度は81,042人で全児童生徒数に占める割合は13.31%であり、平成20年度の11.08%から上昇を示しています。

		H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
就学援助を受けた児童生徒数 (人)	香川県	85,519	85,631	84,695	84,534	81,042
	全 国	1,436,131	1,488,113	1,551,083	1,567,831	1,552,023
就学援助率 (%)	香川県	11.08	11.61	12.17	12.58	13.31
	全 国	13.93	14.51	15.28	15.58	15.64

文部科学省「就学援助実施状況調査」

## II 基本目標

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できるかがわづくり

「I 子どもの貧困に関する現状」で示したとおり、生活保護世帯の子どもや児童養護施設に入所している子どもの進学率が低いという実態があります。

また、子どもの貧困率は 16.3%ですが、子どもがいる現役世帯のうち大人が 1 人の世帯の貧困率は 54.6%です。ひとり親家庭は子育てと生計の維持を 1 人で担い、様々な困難を抱えている場合が多く、特に母子世帯の生活が厳しい状況にあります。

こうしたことを背景として、貧困の状態にある子どもたちが、親の支援の欠如等により学びの機会がうまく獲得できなかったり、家計が苦しく進学など将来への希望が持てなかつたりすることが懸念されます。

子どもの貧困対策のねらいは、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できる社会を実現していくことであり、そのために必要な環境整備等を図ります。

### III 子どもの貧困に関する指標

国の大綱では、子どもの貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するために25の指標を掲げています。本計画においても、国との比較を含め、本県の子どもの貧困の状況を把握し、施策の効果等を検証・評価するため指標を設定することとします。

ただし、国の指標の中には都道府県のデータがないものもあり、また、それ以外にも本県の子どもの貧困の状態を測る独自の指標があると考えられます。そこで、次の19の指標を設定します。

#### (1) 生活保護世帯の子どもに関する指標（指標 No. 1～6）

生活保護制度は、その困窮の程度に応じて、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するための制度です。こうした支援を必要とする世帯の子どもについて、進学や就職等の状況を確認します。

#### (2) 児童養護施設の子どもに関する指標（指標 No. 7～10）

児童養護施設には、さまざまな事情により家庭で生活することができない子どもが措置されています。また、平成26年2月の国の調査では、入所児童の半数以上が親などから虐待を受けた経験があることが明らかとなっています。

こうした公的な支援（＝社会的養護）が必要な子どもについて、進学や就職の状況を確認します。

#### (3) ひとり親家庭の子どもに関する指標（指標 No. 11～13）

ひとり親家庭は、半数を超える世帯が生活困窮の状況にあることが明らかとなっています。そのため、ひとり親家庭向けの給付事業である児童扶養手当の支給状況やひとり親家庭の親の就業率を確認します。

#### (4) 就学支援に関する指標（指標 No. 14～19）

現在、社会福祉に関する専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーや臨床心理に関して専門的知識を有するスクールカウンセラーを学校に派遣するなど、教育相談の充実を図っており、それらの配置状況を確認します。また、就学援助に関する状況を確認します。

1~5、7~12、14~18は、国の大綱と同じ指標で、6、13、19は県独自の指標です。

No.	指 標	香川県	全 国	備 考 ( )は全国
<b>(1) 生活保護世帯の子どもに関する指標</b>				
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	78.5% 〔平成26年4月1日現在〕	90.8% 〔平成25年4月1日現在〕	全日制 61.5% (67.6%) 定時制 3.1% (11.5%) 通信制 5.4% (5.1%) 中等教育学校後期課程 0.0% (0.1%) 特別支援学校高等部 8.5% (4.9%) 高等専門学校 0.0% (0.7%) 専修学校の高等課程 0.0% (0.9%)
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	2.1% 〔平成26年度〕	5.3% 〔平成25年度〕	
3	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	32.1% 〔平成26年4月1日現在〕	32.9% 〔平成25年4月1日現在〕	大学等 21.8% (19.2%) 専修学校等 10.3% (13.7%)
4	生活保護世帯に属する子どもの就職率(中学校卒業後)	6.2% 〔平成26年4月1日現在〕	2.5% 〔平成25年4月1日現在〕	
5	生活保護世帯に属する子どもの就職率(高等学校等卒業後)	59.0% 〔平成26年4月1日現在〕	46.1% 〔平成25年4月1日現在〕	
6	生活保護世帯における子どもの数とその割合	1,641人 〔平成25年7月1日現在〕 10.5% 〔平成25年度〕	277,704人 〔平成25年7月1日現在〕 13.9% 〔平成25年度〕	全国、香川県ともに、全体の子どもの数(17歳以下の人数)は、10月1日現在。
<b>(2) 児童養護施設の子どもに関する指標</b>				
7	児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	87.5% 〔平成26年5月1日現在〕	96.6% 〔平成25年5月1日現在〕	高等学校等 87.5% (94.8%) 専修学校等 0.0% (1.8%)
8	児童養護施設の子どもの大学等進学率	14.3% 〔平成26年5月1日現在〕	22.6% 〔平成25年5月1日現在〕	大学等 14.3% (12.3%) 専修学校等 0.0% (10.3%)
9	児童養護施設の子どもの就職率(中学校卒業後)	12.5% 〔平成26年5月1日現在〕	2.1% 〔平成25年5月1日現在〕	
10	児童養護施設の子どもの就職率(高等学校等卒業後)	85.7% 〔平成26年5月1日現在〕	69.8% 〔平成25年5月1日現在〕	

(3) ひとり親家庭の子どもに関する指標

11	ひとり親家庭の親の就業率（母子家庭）	90.5% 〔平成 26 年度香川県ひとり親家庭実態調査〕	80.6% 〔平成 23 年度全国母子世帯等調査〕	常用雇用 48.2% (正規の職員・従業員 39.4%) 臨時雇用 39.4% (パート・アルバイト等 47.4%)
12	ひとり親家庭の親の就業率（父子家庭）	93.1% 〔平成 26 年度香川県ひとり親家庭実態調査〕	91.3% 〔平成 23 年度全国母子世帯等調査〕	常用雇用 64.2% (正規の職員・従業員 67.2%) 臨時雇用 7.4% (パート・アルバイト等 8.0%)
13	児童扶養手当の受給資格者数、児童数、児童数の割合	9,506 人(受給者) 14,578 人(児童) 8.7% 〔平成 26 年 3 月 31 日現在〕	1,073,790 人 1,620,606 人 7.6% 〔平成 26 年 3 月 31 日現在〕	全国、香川県とともに、全体の子どもの数(18 歳以下の人数)は、10 月 1 日現在。 全国の児童数は、1 世帯 6 人以上の児童がいる家庭は、6 人として計算。

(4) 就学支援に関する指標

14	スクールソーシャルワーカーの配置人数	29 人 〔平成 26 年度〕	1,008 人 〔平成 25 年度〕	
15	スクールカウンセラーの配置率(小学校)	100.0% 〔平成 26 年度〕	37.6% 〔平成 24 年度〕	
16	スクールカウンセラーの配置率(中学校)	100.0% 〔平成 26 年度〕	82.4% 〔平成 24 年度〕	
17	毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	27.8% 〔平成 25 年度〕	61.9% 〔平成 25 年度〕	
18	入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	55.6% 〔平成 25 年度〕	61.0% 〔平成 25 年度〕	
19	就学援助を受けている児童生徒の数(※)・就学援助率	10,783 人 13.31% 〔平成 24 年度〕	155 万人 15.64% 〔平成 24 年度〕	※要保護及び準要保護児童生徒数

指標の改善に向け、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」の 4 つの基本方向に従って具体的な施策を位置づけます。

【参考】

国の 25 の指標のうち、県の指標として採用していない 9 の指標は次のとおりです。

これらの指標には、都道府県ごとのデータはありません。

指 標	全 国	備 考	
ひとり親家庭の子どもの就園率 (保育所・幼稚園)	72.3%		平成 23 年度全国母子世帯等調査
ひとり親家庭の子どもの進学率 (中学校卒業後)	93.9%	高等学校 92.8% 高等専門学校 1.1%	平成 23 年度全国母子世帯等調査（特別集計）
ひとり親家庭の子どもの就職率 (中学校卒業後)	0.8%		平成 23 年度全国母子世帯等調査（特別集計）
ひとり親家庭の子どもの進学率 (高等学校卒業後)	41.6%	大学等 23.9% 専修学校等 17.8%	平成 23 年度全国母子世帯等調査（特別集計）
ひとり親家庭の子どもの就職率 (高等学校卒業後)	33.0%		平成 23 年度全国母子世帯等調査（特別集計）
日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（無利子）	予約採用段階 33.8% 在学採用段階 100.0%		平成 25 年度実績
日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（有利子）	予約採用段階 100.0% 在学採用段階 100.0%		平成 25 年度実績
子どもの貧困率	16.3%		平成 25 年国民生活基礎調査
子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	54.6%		平成 25 年国民生活基礎調査

## IV 施策体系

### I 教育の支援

(1)	「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開
①	学校教育による学力保障
②	学校を窓口とした福祉関連機関等との連携
③	地域による学習支援
④	高等学校等における就学継続のための支援
(2)	貧困の連鎖を防ぐための幼児教育に係る経済的負担の軽減及び幼児教育の質の向上
(3)	就学支援の充実
①	義務教育段階の就学支援の充実
②	奨学のための給付金などによる経済的負担の軽減
③	特別支援教育に関する支援の充実
(4)	大学等進学に対する教育機会の提供
①	大学・専門学校等での教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実
(5)	生活困窮世帯等への学習支援
(6)	その他の教育支援
①	子どもの食事・栄養状態の確保
②	多様な体験活動の機会の提供

### II 生活の支援

(1)	保護者の生活支援
①	保護者の自立支援
②	保育等の確保
③	保護者の健康確保
④	母子生活支援施設等の活用
(2)	子どもの生活支援
①	児童養護施設等の退所児童等の支援
②	食育の推進に関する支援
③	ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援
(3)	関係機関が連携した包括的な支援体制の整備
①	関係機関の連携

(4) 子どもの就労支援	
①	ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援
②	親の支援のない子ども等への就労支援
③	定時制高校に通学する子どもの就労支援
④	高校中退者等への就労支援
(5) 支援する人員の確保等	
①	社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化
②	相談職員の資質向上
(6) その他の生活支援	
①	妊娠期からの切れ目のない支援等
②	住宅支援

### III 保護者に対する就労の支援

	① 親の就労支援
	② 親の学び直しの支援

### IV 経済的支援

	① 児童扶養手当をはじめとした子育て世帯への経済的支援
	② ひとり親家庭の支援施策についての調査等の検討
	③ 母子福祉資金貸付金等によるひとり親家庭への経済的支援
	④ 養育費の確保に関する支援
	⑤ 医療費の助成など

## 第3章 施策の具体的な取組み

I 教育の支援

II 生活の支援

III 保護者に対する就労の支援

IV 経済的支援

## 第3章 施策の具体的な取組み

### I 教育の支援

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人ひとりの豊かな人生の実現に加え、香川の未来をつくることにもつながります。このため、教育の支援を1つ目の基本方向とします。

#### (1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開

##### ① 学校教育による学力保障

- すべての児童生徒の学力向上に向けた指導の充実を図るため、①少人数指導、②少人数学級、③学力向上基盤形成の3つの柱からなる香川型指導体制を推進するほか、一人ひとりの学力の確実な定着を図るため、市町が補習のための指導員などを小中学校に派遣する経費を補助します。
- 子どもに自己有用感を持たせるため、自然体験学習などの体験・交流事業、「いじめゼロ子どもサミット」などを実施します。

##### ② 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携

- 子どもの家庭環境などを踏まえた教育相談体制の充実を図るため、すべての公立小中学校、公立高等学校、県立特別支援学校の教育相談でスクールカウンセラーを活用します。
- 社会福祉などの専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを県立高等学校に配置するとともに、中核市を除く市町がスクールソーシャルワーカーを配置するための経費の一部を補助します。また、スクールソーシャルワーカーの資質向上に努めます。
- 私立中学校・高等学校においてもスクールカウンセラーやスクールソーシャルワー

カーの配置等の教育相談体制の充実を図ります。

### ③ 地域による学習支援

- 学校や公民館などを活用し、すべての子どもを対象に、放課後などの安全・安心な子どもの居場所づくりとともに、地域の方々による学習支援や多様な体験活動を実施する「放課後子供教室」の設置を促進します。
- 子どもたちの土曜日の学習環境を充実させるため、地域の多様な人材を活用して、教科に関連した学習を行う土曜学習の実施を促進します。
- 学習指導上、生徒指導上および進路指導上課題を有する中学校区を対象に、学校、家庭、地域の連携のもと教育上の総合的な取組みを推進し、児童生徒の学力向上、進路指導の充実を図ります。

### ④ 高等学校等における就学継続のための支援

- 中途退学を防止するため、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関との連携を図りながら、課題を解決する体制の充実に努めます。
- 多様な進路（進学・就職）支援が必要な高校生に対して、ジョブ・サポート・ティーチャー、進路指導主事などと連携して生徒の進路（進学・就職）相談や企業を訪問しての求人開拓などの進路支援などを行います。
- 専門高校において、地域社会や産業を担う人材を育成するため、優れた知識・技術・経験を持つ社会人などの講師の指導を受けることにより、卒業後、即戦力となる技術や技能の取得に努めるとともに、企業などで就業体験を行うインターンシップや職場見学会を実施するなど地域や企業などとの連携・交流を通じた実践的な学習活動を推進します。
- 地域の産業を支える専門技術者や地域に貢献する人材の育成のため、企業、経済団

体、労働局など産学官で構成する「香川県次代の担い手育成コンソーシアム」と、企業が求める人材などについて協議や情報交換を行うなどにより、キャリア教育の改善、充実に努めます。

- 私立中学校・高等学校において、卒業生や著名人などによる講演、セミナーなどを開催し、将来への目的意識の醸成や学習意欲の向上を図ります。
- 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮世帯などの高校生やその保護者に対し、支援員が定期的に家庭を訪問するなど、就学の継続に向けた支援に努めます。

## (2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育に係る経済的負担の軽減および幼児教育の質の向上

- 多子世帯の保護者の経済的負担を軽減するため、第3子以降の保育所および認定こども園入所児童のうち、3歳未満児に対する保育料を免除します。
- 幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、自己を十分に發揮する活動を通した健全な心身の発達、集団生活を通した生きる力の基礎や基本的な生活習慣の形成、社会性、道徳性や思考力など豊かな人間性の育成、健康、安全で情緒の安定した生活ができる教育・保育環境の充実が図られるよう、保護者や地域と連携した幼児教育の充実に努めます。
- 保育所、幼稚園、認定こども園と小学校などとの連携のための取組みの促進、保育士、幼稚園教諭などに対する研修の充実などによる専門性と資質の向上、待遇改善をはじめとする労働環境への配慮ならびに保育所、認定こども園などに対する適切な指導監督、評価などの実施を通じて、質の高い教育・保育の充実を図ります。
- 「香川県幼児教育振興プラン」の趣旨を踏まえ、各市町の実情に応じた具体的な取組みを進めます。

### (3) 就学支援の充実

#### ① 義務教育段階の就学支援の充実

- 国の要保護児童生徒援助費補助金の活用や市町が実施する就学援助事業の充実を図るため、全国や県内の就学援助の実施状況などを情報提供とともに、市町におけるきめ細かな広報およびスクールソーシャルワーカーや関係機関と連携した取組みを促進します。
- 中学校が、五色台少年自然センター又は屋島少年自然の家において集団宿泊学習を実施する際の、要保護・準要保護児童生徒の経費の半分を補助します。

#### ② 奨学のための給付金などによる経済的負担の軽減

- 有為な人材の育成を図るため、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するとともに、経済的な理由で修学が困難な者に対し、就学支援金の交付、奨学のための給付金の交付、奨学金の貸付などを行います。
- 高等学校の定時制通信制課程に在学する勤労青年に対して、修学資金を貸し付けるとともに、教科書及び学習書の購入に対する支援を行います。
- 勤労者の生活の安定と福祉の向上を目的として、高等学校以上の学校への入学に必要な資金および在学中に必要な資金の融資を低利率で行います。

#### ③ 特別支援教育に関する支援の充実

- 私立幼稚園における障害のある幼児の就園の機会の拡大および特別支援教育の充実を図るため、障害のある幼児に係る教育に必要な経常的経費に対して支援します。
- 障害のある児童生徒の問題行動や保護者の抱える悩みなどに対応するため、特別支援学校に臨床心理士などのスクールカウンセラーを配置し、幼児児童生徒や保護者の相談に応じます。

- 特別支援学校に就学する児童生徒の保護者などの経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費により就学のために必要な経費の一部を支給します。
- 特別な支援を必要とする子どもに対する放課後児童支援員の対応能力をより一層向上させるため、専門家による支援を行います。

#### (4) 大学等進学に対する教育機会の提供

- ① 大学・専門学校等での教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実
  - 意欲や能力が高く、かつ、経済的な理由により修学することが困難な大学生などに対し、奨学金を貸し付けることにより修学を容易にし、安心して子どもが育てられる環境づくりを進めます。
  - 経済的理由により修学することが困難な私立専門学校生に対し、専門学校生授業料等負担軽減事業により経済支援を行います。
  - 経済的理由により修学することが困難な保育学生に対し、修学資金貸付制度により修学を支援します。
  - 勤労者の生活の安定と福祉の向上を目的として、国公私立大学・専門学校への入学に必要な資金および在学中に必要な資金の融資を低利率で行います。
  - 低所得者世帯などの生活や、子どもの高校、大学などへの修学などを支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知を図ります。
  - ひとり親家庭の親の自立や児童の健やかな育成を支援するため、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度に関する情報提供を行うとともに、適正な貸付けを行います。

## (5) 生活困窮世帯等への学習支援

- 生活保護法に基づき、生活保護受給者に対し、義務教育に係る教材代、学校給食費などの教育扶助を適切に実施するとともに、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮世帯などの中学生などに対し、学校の勉強の復習の機会を提供するなど、子どもの学びの機会の確保に努めます。
- 生活保護法に基づき、生活保護受給者に対して、高等学校等の入学料、入学考查料等の生業扶助を適切に実施します。
- 児童養護施設などに措置委託した児童の養育に要する各種費用を国・県で負担します。そのうち、「教育費」としては、義務教育用の学用品費、教材費、通学費、部活動費、学習塾費を公費負担します。
- ひとり親家庭の児童の学習を支援するとともに、児童などから気軽に進学相談を受けることができる環境の整備に努めます。
- 中途退学を防止するため、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関との連携を図りながら、課題を解決する体制の充実に努めます。【再掲】

## (6) その他の教育支援

### ① 子どもの食事・栄養状態の確保

- 生活保護法に基づき、生活保護受給者に対し、義務教育に係る学校給食費などの教育扶助を適切に実施します。
- 保育所、幼稚園、認定こども園、学校の設置者において栄養バランスのとれた給食を提供するだけでなく、子どもの発達段階に応じた食育を推進し、子どもの心身の発育・発達や健康の保持増進に努めるとともに、生涯にわたって健康で生き生きした生活を送るための自己の健康管理能力を育てます。

② 多様な体験活動の機会の提供

- 学校や公民館などを活用し、すべての子どもを対象に、放課後などの安全・安心な子どもの居場所づくりとともに、地域の方々による学習支援や多様な体験活動を実施する「放課後子供教室」の設置を促進します。【再掲】
- スポーツや表現活動を行うことにより情緒を安定させ、児童養護施設の児童の自立を支援するため、専門的指導を行う特別指導を促進します。

## II 生活の支援

子どもたちが学習に集中し、教育が身につくためには、毎日の生活を、経済面だけでなく、身体的・精神的にも安定して送れることが重要です。このため、生活の支援を2つ目の基本方向とします。

### (1) 保護者の生活支援

#### ① 保護者の自立支援

- 子育てや家庭に関する相談機関（妊娠出産サポート、児童相談所、児童家庭支援センター、地域子育て支援拠点、福祉事務所の家庭児童相談室、保健所、精神保健福祉センター、教育センターなど）で実施する専門的な相談・援助活動の充実を図るとともに、相談機関の県民への周知に努めます。
- 子どもや子育て家庭が抱えるさまざまな悩みや不安について気軽に相談できる「子どもと家庭の電話相談」、「子ども電話相談」、「子育て電話相談」、「妊娠出産サポート」、「女性相談」など、各相談機関が実施している電話相談事業などの充実に努めます。
- 地域における福祉の増進を図る民生委員・児童委員、社会福祉協議会、母子・父子福祉団体などがひとり親家庭などに対して行う相談活動などの事業を支援します。
- 生活保護法に基づき、生活保護受給者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な生活保護を行い、その自立に向けた援助を行います。
- 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者からの相談に応じ、情報提供や助言などをを行うとともに、必要に応じ、個別の支援プランを作成し、これに基づき住居確保給付金の交付や家計の相談支援、就労の準備支援などの包括的・継続的支援を推進します。
- ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、技能習得のための通学、就職活動、学校などの公的行事への参加、病気などにより一時的に生活援助や保育が必要な場合または生活環境などの激変により日常生活を

嘗むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣して日常生活のサポートを行います。

- 児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の親の職業的自立を支援するため、母子・父子自立支援プログラム策定員が、母子・父子自立支援員などと連携し、生活状況、就業への取組み、職業能力開発や資格取得への取組みなど、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定します。また、策定したプログラムに基づき、ハローワークなどの関係機関とともに、就業に至るまでの支援を行うとともに、就職後においても自立のための支援を行います。
- ひとり親家庭の親の自立を促進するため、県および市の福祉事務所に配置された母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭などの抱えている様々な問題を把握し、相談に応じるとともに、その解決に必要かつ適切な助言および情報提供を行います。また、生活全般にわたる相談窓口として、(一財)香川県母子寡婦福祉連合会において行う相談事業を促進します。
- 勤労者の生活の安定と福祉の向上を目的として、育児休業中の生活資金などの融資を低利率で行います。
- 香川求職者総合支援センターにおいて、国の職業紹介とあわせて、生活・就労相談および保育所情報の提供を行います。

## ② 保育等の確保

- 子ども・子育て支援新制度が、保護者の選択に基づき、多様な施設または事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保を目的の一つとしていることに鑑み、就学前の教育・保育の実施主体である市町が、子育て家庭のニーズを踏まえ、計画的に質・量両面にわたり教育・保育を充実させるよう、市町計画などに基づき新たな保育所や幼保連携型認定こども園の設置認可を行うなど、関係機関と連携しながら地域における教育・保育の提供体制の確保を支援します。
- 地域の保育ニーズに応じた保育所の入所定員の見直しや計画的な施設整備を促進

するなど保育の拡充に努め、保育所入所待機児童の解消を図ります。

- 年度途中に生じる低年齢の保育所入所待機児童の受入れ体制を整備するため、保育所入所待機児童に対応する保育士などを予め配置する市町を支援します。
- 保育所、幼稚園、認定こども園などを利用する子どもの良質な環境と安全・安心を確保するため、施設の改修・増改築など、施設整備を促進します。
- 地域の実情に応じて、保育時間の延長を行う延長保育や日曜、祝日などに保育を必要とする子どものための休日保育、病気回復期などで集団保育が困難な子どもを保育所や病院などに付設された施設において一時的に預かる病児・病後児保育などの事業を促進するとともに、パートタイム就労や疾病、介護、冠婚葬祭、育児疲れ解消などのために、一時預かり事業を促進します。また、ひとり親家庭の親が就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、母子および父子並びに寡婦福祉法第28条の規定に基づき、特定教育・保育施設や放課後児童クラブへの優先入所を促進します。
- 昼間、労働などにより保護者が家庭にいない小学生の健全育成を図るために、児童館、学校の余裕教室、既存の公共施設などの身近な施設を積極的に活用し、放課後児童クラブの事業実施を促進します。また、放課後児童クラブを実施するための施設の整備を促進します。
- 保護者の疾病などにより、児童養護施設などで児童を一時的に預かる短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）や夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）を通じて、保護者が児童の養育が一時的に困難になった場合の支援を行います。
- 保育士、看護師などの資格を持ちながら就業していないいわゆる潜在保育士の再就職などを支援する保育士人材バンクなどを活用して、復職を支援し、人材確保を促進するとともに、市町および保育士養成施設などと連携しながら、保育学生や潜在保育士などの人材確保に努めます。
- 経済的理由により修学することが困難な保育学生に対し、修学資金貸付制度により修学を支援し、人材確保を促進します。

- 子育て親子の交流の場を提供する地域子育て支援拠点事業など、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭や子どもを対象として、地域の実情に応じた多様かつ総合的な子育て支援を、量・質両面にわたり充実させます。

### ③ 保護者の健康確保

- 生後4か月までの乳児のいる家庭などを訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う乳児家庭全戸訪問事業について、訪問従事者の質の向上に努めます。
- 養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する養育支援訪問事業の促進に努めます。
- 生活保護法に基づき、生活保護受給者に対し、医療機関における診察、薬剤又は治療材料などの医療扶助を適切に実施します。
- ひとり親家庭の子育て・生活への相談支援を行う福祉事務所、母子・父子福祉団体などの相談・支援体制の充実を図るとともに、ひとり親家庭の孤立を防ぐため、ひとり親家庭相互の交流が円滑に行われるよう努めます。

### ④ 母子生活支援施設等の活用

- 離婚などにより生活や子どもの養育が困難となった母子家庭の母が、子どもと一緒に利用できる母子生活支援施設において、家庭生活、児童の養育などに関する問題を解決し、自立が図れるよう支援します。

## (2) 子どもの生活支援

### ① 児童養護施設等の退所児童等の支援

- 社会的養護のもとで育った子どもなどが地域生活を送るために必要な支援が得られるよう、相談体制の整備に努めます。
- 義務教育終了後、児童養護施設などを退所し、就職する児童などの社会的自立を促進するため、自立援助ホームの設置を促進します。
- 児童福祉施設などを退所した児童などが就職し、又はアパートなどを賃借する際に、児童などが入所していた施設の施設長などがその保証人となった場合に、損害保険契約の保険料を補助します。
- 児童相談所長が選任請求した未成年後見人に報酬などを支援することで、未成年後見人の確保を図り、児童などの日常生活の支援や福祉の向上を図ります。

### ② 食育の推進に関する支援

- 保育所、幼稚園、認定こども園、学校の設置者において栄養バランスのとれた給食を提供するだけでなく、子どもの発達段階に応じた食育を推進し、子どもの心身の発育・発達や健康の保持増進に努めるとともに、生涯にわたって健康で生き生きした生活を送るための自己の健康管理能力を育てます。【再掲】
- 妊産婦や乳幼児の健診時や両親学級などにおいて、食に関する情報を提供するなど、乳幼児の発育・発達段階に応じた食育を促進します。
- 児童養護施設および乳児院における養護について、施設の小規模化および地域分散化を推進し、キッチンを備えた家庭に近い環境のもと、食育の充実を図ります。
- 保育所、幼稚園、児童養護施設などへの定期的な指導・監査において「児童福祉施設における食事の提供ガイド」や「保育所における食事の提供ガイドライン」などを活用した指導などを行い、食育の推進を図ります。

### ③ ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援

- 放課後などに子どもが安心して活動できる場を確保し、その健全な育成を図るため、昼間、労働などにより保護者が家庭にいない小学生の居場所となる放課後児童クラブと、地域の子どもを対象にさまざまな体験活動や地域の人との交流活動などを行う放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施する放課後子ども総合プランを推進します。
- 地域の保育ニーズに応じた保育所の入所定員の見直しや計画的な施設整備を促進するなど保育の拡充に努め、保育所入所待機児童の解消を図ります。【再掲】
- 年度途中に生じる低年齢の保育所入所待機児童の受け入れ体制を整備するため、保育所入所待機児童に対応する保育士などを予め配置する市町を支援します。【再掲】
- 保育士、看護師などの資格を持ちながら就業していないいわゆる潜在保育士の再就職などを支援する保育士人材バンクなどを活用して、復職を支援し、人材確保を促進するとともに、市町および保育士養成施設などと連携しながら、保育学生や潜在保育士などの人材確保に努めます。【再掲】

### (3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

#### ① 関係機関の連携

- 「みんなで子どもを育てる県民運動」を推進し、講演会や講習会の開催を通して、地域を基盤に分野や領域を超えたネットワークの形成を図るとともに、複雑・多様化する子どもや子育て家庭を取り巻く問題に適切に対応していくため、児童相談所、福祉事務所、保健所、民生委員・児童委員や主任児童委員、教育関係機関、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関など、相談機関のネットワークを整備し、子どもや子育てに対する相談・援助活動の充実を図ります。

#### (4) 子どもの就労支援

##### ① ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援

- 生活保護法に基づき、意欲的に就労活動に取り組む生活保護受給者に対する就労活動促進費などの生活扶助などの支給や就労に向けた課題を抱える生活保護受給者に対する就労に関する情報提供・助言を適切に実施します。
- 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者からの相談に応じ、情報提供や助言などを行うとともに、必要に応じ、個別の支援プランを作成し、これに基づき、就労の実現に向けた支援などの包括的・継続的支援を推進します。
- 母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の子どもに対する就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供などを行います。
- 社会的養護のもとで育った子どもなどが地域生活を送るために必要な支援が得られるよう、相談体制の整備に努めます。【再掲】
- 児童福祉施設など入所児童が普通自動車免許を取得する際の費用を補助し、児童の就職および自立を支援します。

##### ② 親の支援のない子ども等への就労支援

- 生活保護法に基づき、意欲的に就労活動に取り組む生活保護受給者に対する就労活動促進費などの生活扶助などの支給や就労に向けた課題を抱える生活保護受給者に対する就労に関する情報提供・助言を適切に実施します。【再掲】
- 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者からの相談に応じ、情報提供や助言などを行うとともに、必要に応じ、個別の支援プランを作成し、これに基づき、就労の実現に向けた支援などの包括的・継続的支援を推進します。【再掲】
- 香川求職者総合支援センターにおいて、国の職業紹介とあわせて、生活・就労相談を行うとともに、ニートなどの若者に対しては、「地域若者サポートステーション」にお

いて職業的自立を支援します。

③ 定時制高校に通学する子どもの就労支援

- 就職状況が厳しい定時制高校にジョブ・サポート・ティーチャーを配置して、企業訪問による求人開拓、生徒に対する就職相談などの就職支援を行います。
- 香川求職者総合支援センターにおいて、国の職業紹介とあわせて、生活・就労相談を行います。

④ 高校中退者等への就労支援

- 学卒未就職者等の職業能力開発を促進するため、高等技術学校における職業訓練による支援や求職者支援訓練について周知に努めます。
- 香川求職者総合支援センターにおいて、国の職業紹介とあわせて、生活・就労相談を行うとともに、ニートなどの若者に対しては、「地域若者サポートステーション」において職業的自立を支援します。【再掲】

(5) 支援する人員の確保等

① 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化

- 児童養護施設などにおけるケアの充実を図るため、子どもへの個別面接などを行う個別対応職員、保護者などへの支援を行う家庭支援専門相談員、里親委託の推進と里親支援の充実を図る里親支援専門相談員、虐待を受けた子どもなどに心理療法を行う職員、医療的ケアを行う看護師、自立支援計画の作成・進行管理や職員の指導を行う基幹的職員（スーパーバイザー）の配置を推進します。
- 里親委託を推進するため、里親制度の普及啓発により新規里親の開拓を行うとともに、里親に対する研修会や相談支援の実施、里親相互の連絡や情報交換の場の提供、里親の休息のために一時的に委託児童を児童養護施設、乳児院で預るレスパイト・ケ

アの実施など、里親に対する支援の充実に努めます。

- 子どもや家庭に関するさまざまな問題に対応する児童相談所については、体制の強化、専門性の向上が重要であることを踏まえ、ケースの組織的な管理・対応、適切なアセスメントなどを可能とするための職員の適切な配置、法的・医学的・教育的な専門性を要する対応や保護者への指導・支援を行うための専門性の確保などを図ります。

## ② 相談職員の資質向上

- 生活保護制度の適切な運用が図られるよう、県・市の担当職員の資質向上を図るための研修を行います。
- ひとり親家庭などの抱えているさまざまな問題を把握し相談に応じるとともに、その解決に必要かつ適切な助言および情報提供を行う母子・父子自立支援員や、県・市の担当職員が適切な相談を行えるよう、研修を行うなど相談体制の充実に努めます。
- 民生委員・児童委員や主任児童委員に対する研修の実施などにより、子どもや家庭に関する相談・援助活動の充実を図ります。

## (6) その他の生活支援

### ① 妊娠期からの切れ目のない支援等

- 妊婦健康診査や医療機関による出産ケア、新生児訪問や乳児家庭全戸訪問事業などにおいて一貫した支援が行われるよう、市町や医療機関、保健所などの連携支援体制を強化し、妊娠・出産・子育てにおける切れ目ない支援に努めます。また、市町村における総合的な相談や支援を行うワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の整備や産後ケア事業などの実施を支援します。

### ② 住宅支援

- 生活保護法に基づき、生活保護受給者に対する住まいの確保、補修その他住宅維持のために必要な経費などの住宅扶助を適切に実施するとともに、生活困窮者自立支援

法に基づき、生活困窮者のうち離職などにより住宅を喪失又はそのおそれのある者であって、所得などが一定水準以下のものに対する住居確保給付金の支給を適切に実施します。

- 住宅に困窮しているひとり親家庭や多子世帯が、県営住宅の入居予約登録を行うことにより優先的に入居できるよう配慮します。
- ひとり親家庭の親などが住宅を建設、購入、補修、改築、増築などする場合や転居する場合に、母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金（住宅の建築などに必要な資金）や転宅資金（住宅の移転に必要な資金）の貸付けを行います。

### III 保護者に対する就労の支援

安定した生活を送るために、基本的な家計収入という点で、親の就労状況が安定していることが重要です。このため、保護者に対する就労の支援を3つ目の基本方向とします。

#### ① 親の就労支援

- 香川労働局と協定を締結して生活保護受給者、児童扶養手当受給者および生活困窮者の就職による経済的自立などを図るため、就労支援の目標や役割分担を定め、県と国による就労支援チームを設置して就労に向けたきめ細かな支援を実施します。
- 生活保護法に基づき、意欲的に就労活動に取り組む生活保護受給者に対する就労活動促進費などの生活扶助などの支給や就労に向けた課題を抱える生活保護受給者に対する就労に関する情報提供・助言を適切に実施します。【再掲】
- 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者からの相談に応じ、情報提供や助言などを行うとともに、必要に応じ、個別の支援プランを作成し、これに基づき、住居確保給付金の交付や就労の準備支援などの包括的・継続的支援を推進します。【再掲】
- ひとり親家庭の親の就業を促進するため、母子家庭等就業・自立支援センターを活用し、就業相談や講習会の実施、就業情報の提供など一貫した就業支援サービスの提供に努めます。また、就業支援の実施に当たっては、ハローワークと十分に連携し、効果的な実施に努めます。
- 児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の親の職業的自立を支援するため、母子・父子自立支援プログラム策定員が、母子・父子自立支援員などと連携し、生活状況、就業への取組み、職業能力開発や資格取得への取組みなど、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定します。また、策定したプログラムに基づき、ハローワークなどの関係機関とともに、就業に至るまでの支援を行うとともに、就職後においても自立のための支援を行います。【再掲】
- ひとり親家庭などが技能習得のための通学、就職活動などにより一時的に生活援助

や保育が必要な場合に、家庭生活支援員を派遣して、日常生活のサポートを行います。また、家庭生活支援員としてひとり親家庭の親などを活用し、派遣体制の強化を図ります。

- ひとり親家庭の親の自立支援を図るため、自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金等事業の周知を図ります。
- ひとり親家庭の親が就職するために必要な技能を習得する場合、母子父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得資金や生活資金の貸付けを行います。また、ひとり親家庭の親が起業する場合において、適切な助言と指導のもと、母子父子寡婦福祉資金貸付金の事業資金の貸付けを行います。
- 保護者が仕事と生活の調和を図り、子どもと過ごす時間を十分に確保することができるよう、ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザーが県内の中小企業を訪問し、就業規則等各種社内規程の整備や一般事業主行動計画の策定などを働きかけ、働きやすい職場環境の整備を支援します。
- 求職者の再就職を支援するため、高等技術学校において職業能力の開発・向上を行うとともに、離職者再就職訓練に母子家庭の母などを対象とした枠を設定し、受講機会の拡大に努めます。
- 香川求職者総合支援センターにおいて、国の職業紹介とあわせて、生活・就労相談および保育所情報の提供を行います。【再掲】
- 労働相談窓口において労働問題全般にわたる相談を受け付けます。必要に応じて香川県労働委員会や香川労働局などの関係機関を紹介します。

## ② 親の学び直しの支援

- 生活保護法に基づき、生活保護受給者に対して、高等学校等の入学料、入学考查料などの生業扶助を適切に実施します。

- ひとり親家庭の親の自立支援を図るため、自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金等事業を通じて、親の学び直しの視点も含めた就業支援を推進します。

## IV 経済的支援

親の就労だけでは十分な収入が得られない場合は、公的な支援も活用して、最低限の経済基盤が保たれることが重要です。このため、経済的支援を4つ目の基本方針とします。

### ① 児童扶養手当をはじめとした子育て世帯への経済的支援

- ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当制度に関する周知を図るとともに、適正な給付を行います。
- 低所得者世帯などの生活や、子どもの高校、大学などへの修学などを支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知を図ります。【再掲】

### ② ひとり親家庭の支援施策についての調査等の検討

- ひとり親家庭などへの福祉施策を効果的に推進するための基礎資料を得ることを目的として、5年ごとに県内のひとり親家庭などの生活実態などを実施します。

### ③ 母子福祉資金貸付金等によるひとり親家庭への経済的支援

- ひとり親家庭の親の自立や児童の健やかな育成を支援するため、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度に関する情報提供を行うとともに、適正な貸付けを行います。【再掲】

### ④ 養育費の確保に関する支援

- 児童扶養手当窓口や婚姻・離婚届窓口などに養育費確保のチラシを設置するとともに、児童扶養手当の申請時や現況届の提出時などさまざまな機会を捉えて情報提供を行います。また、母子・父子自立支援員に対し、養育費の取得手続きなどに関する研修を行います。
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の一環として、国の「養育費相談支援センター」との連携を図りながら、養育費の取決めやその履行確保など法律に関する諸問

題について、弁護士などによる特別相談を推進します。

- 父親又は母親からの養育費の取得に係る裁判に要する費用について、母子福祉資金貸付金又は父子福祉資金貸付金の生活資金の貸付けを行います。
- 養育費の履行を促進する社会的機運を高めるため、母子・父子福祉団体など関係機関と連携して、養育費の支払いに関する広報・啓発活動を推進します。

#### ⑤ 医療費の助成など

- ひとり親家庭などについて医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭などの健康の保持・増進および生活の安定を図ります。
- 乳幼児などの保健の向上と福祉の増進を図るため、乳幼児医療費などの助成を行う市町に対し、補助金を交付するとともに、入院医療を必要とする未熟児に対し、生後速やかに適切な医療が受けられるよう、未熟児養育医療給付事業を行う市町に対し、補助します。
- 慢性疾病を持った児童などの健全育成と、家族の経済的負担軽減のため、小児慢性特定疾病に罹患している児童などの保護者に対し、医療費の自己負担分の一部を助成します。

## 第4章 計画の推進に向けて

I 計画推進のための連携・協力

II 計画の実施状況等の検証・評価

## 第4章 計画の推進に向けて

### I 計画の推進のための連携・協力

この計画に盛り込まれた子どもの貧困対策を総合的に推進するため、府内関係課が連携するとともに、福祉や教育の第一線を担う市町や教育委員会をはじめ、県民、事業者、関係団体等と相互に連携・協力します。

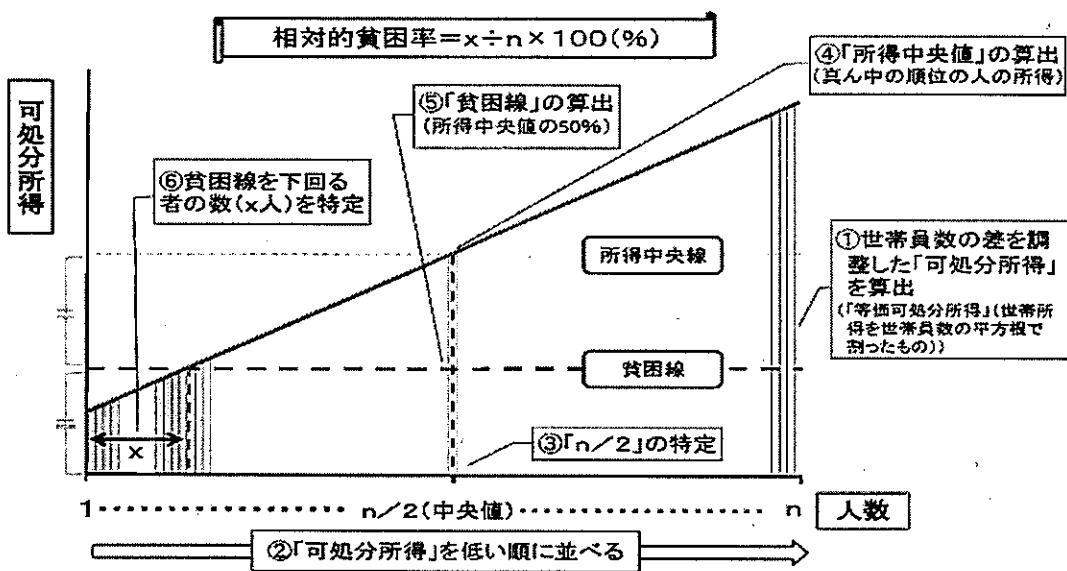
### II 計画の実施状況等の検証・評価

各年度において、計画に基づく施策の実施状況や、指標の状況について点検・評価します。そして、子どもの貧困に関する施策の実情を踏まえて実施するため、香川県子どもの貧困対策検討委員会に報告するとともに、広く県民に周知します。また、社会経済情勢の変化や法改正等の状況を踏まえながら、新たに盛り込むべき施策等が生じた場合等には、計画の見直しを行います。

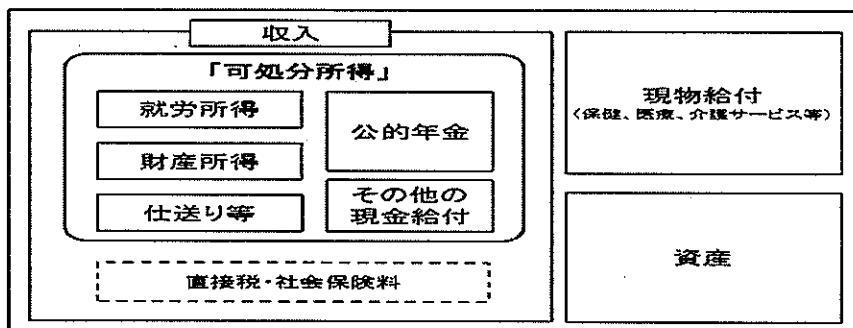
## <参考>

### ○相対的貧困率

「相対的貧困率」…所得中央値の一定割合(50%が一般的。いわゆる「貧困線」)を下回る所得しか得ていない者の割合。



相対的貧困率の算出に当たって用いる「可処分所得」には、以下のものが含まれる。※「資産」の多寡については考慮していない。



**香川県子どもの貧困対策推進計画（仮称）  
策定スケジュール（平成27年）**

月	日	日程	備考
4月	上旬		
	中旬		
	下旬	第1回委員会（会長・副会長選任等、制度説明、骨子案検討、第2回日程調整）	
5月	上旬	案の修正、素案作成	
	中旬		
	下旬	↓ 第2回委員会（素案検討）	
6月	上旬	案修正	
	中旬		
	下旬	↓	
7月	上旬	パブリックコメント開始	
	中旬		
	下旬	↓	
8月	上旬	パブリックコメント終了	
	中旬	第3回委員会（最終案検討）	
	下旬	計画策定	